



2/3(土)は節分です。今年の恵方は東北東やや東とのことです。辰年ということもあり、我が龍泉寺が60年に1度のパワースポットになっていて、お参りに行くとご利益があるとのことです。弊社は4/1(月)に、事務所を移転することになりました。創立13周年を目前に、3度目の引っ越しとなります。今回は、本店の移転と支店の設立という形になります。



## 1. 事務所移転

### ●事務所を移転します!

#### ～本店移転と支店開設～

→**4/1(月)**から、事務所を移転します。1年の中で最も料金が低いといわれている3/30に引越しをします。**本店**が現事務所から徒歩5分の先へ移転し、**知多**に支店を開設します。

【中京社労士法人グループ】新住所 ↓

#### ◆名古屋事務所(本店)

〒460-0003

名古屋市中区錦2丁目15番19号 アペ'ット錦ビル5B

tel: 052-265-7578, fax: 052-222-1739

※現状の番号と同じです。

※中京社会保険労務士法人(名古屋事務所)

#### ◆知多事務所(支店)

〒478-0055

知多市にしのみ台1丁目528番地

tel: 0562-57-8120, fax: 0562-57-8121

※番号が変わります!

※中京社会保険労務士法人(知多事務所)、

株式会社中京コンサルタンツ、中小企業診断士

中京事務所、行政書士中京事務所

→送付先の変更等ご迷惑をおかけしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

## 2. 労働時間

### ●医師の研鑽と労働時間性

#### ～どこまで研鑽?どこから労働時間?～

→前回(R1.7.1)出された‘医師等の宿日直許可基準’‘医師の研鑽に係る労働時間通達’の通達について、**解釈を明確**にするための留意点が出されました。**内容に変更はありません。**

【医師の研鑽に係る労働時間通達の留意点】(おもなもの)

#### ・研鑽と宿日直許可基準

労働時間に該当しない**研鑽**は、宿日直中に行われていても不許可や取消事由にはならない

#### ・研鑽と手続き

初期・後期研修医、それ以降といった段階の違いごとに業務との関連性を**個別に判断**。研鑽の内容について、事前に月間計画を作成し上司の承認を得る等の方法もあり得る。

#### ・旅費等と労働時間該当性

旅費等が出ているかどうかは、労働時間該当性の判断には**直接関係しない**

#### ・大学の付属病院等に勤務する医師

本来業務に不可欠な準備・後処理として行う教育・研究は**労働時間**。本来業務と直接関連のある研鑽は、使用者に指示された勤務場所(病院内等)で行う場合は**労働時間**。所定時間外でも**黙示**の指示がある場合は**労働時間**。

→**教育・研究(研鑽)**を本来業務として行う付属病院等では、**労働時間性**の判断が異なってくるため、注意が必要です。

## 今月のピックアップ



### ●保険証なしで受診可、負担免除も!～能登半島地震で被災されたみなさま～

‘氏名・生年月日・勤め先の会社名’を伝えることで、**医療機関の受診が可能**です。また、住家の全半壊・主たる生計維持者の失業等、**一部負担金の免除**制度も開始されています。

### ●R6年度年金額、アップ!～2.7%引き上げ～

4月(6月受取分)からの**年金額**が、**2.7%アップ**することになりました。伴って、在職老齢年金の支給停止調整額(年金がカットされる基準額)も、48万→50万へアップします。

### □お問い合わせ先□

〒460-0003

名古屋市中区錦1-20-25

広小路YMDビル10F

中京社会保険労務士法人

電話:052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

